

青森県報

第四千六十六号

平成二十七年
十月三十日
(金曜日)

目 次

告 示

自衛官候補生の募集期間、採用試験の期日等……………	(市町村課) …… 一
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………	(同) …… 二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課) …… 二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) …… 二
公共測量の実施……………	(監理課) …… 二
右 同……………	(同) …… 三
右 同……………	(同) …… 三
急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正……………	(河川砂防課) …… 三

公 告

平成二十七年度ホールボディカウンタ等保守点検業務委託に係る一般競争入札……………	(医療業務課) …… 四
地籍調査の成果の認証……………	(農村整備課) …… 五
建設業者の許可の取消し……………	(下北地域) …… 五
	(県民局) …… 五

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(病院管理課) …… 五
-------------------------------	--------------

告 示

青森県告示第七百五十二号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の平成二十七年第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項（第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十七年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成二十七年十一月二日から同月二十七日まで		
試験期日	開始時刻	試 験 場	
平成二十七年 十二月五日 (土)	受付後に	位 置	名 称
		青森市大字浪館字近野四五 八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊青森駐屯地 陸上自衛隊八戸駐屯地

青森県告示第七百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	名 称	所 在 地	廃止年月日
	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一		社会福祉法人平川市社会福祉協議会平賀事業所	平川市柏木町藤山一六の一	平成二七・〇・一

青森県告示第七百五十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	名 称	所 在 地	廃止年月日
	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一		社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	平成二七・〇・一

青森県告示第七百五十五号

介護保険法（平成九年法律第二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所 在 地	指定年月日
	倉石ハーン株式会社	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵一八六五	訪問介護	訪問介護サービス	八戸市八太郎一丁目一〇の八リバービュウド号	平成二七・〇・六

青森県告示第七百五十六号

介護保険法（平成九年法律第二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所 在 地	指定年月日
	倉石ハーン株式会社	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵一八六五	訪問介護	訪問介護サービス	八戸市八太郎一丁目一〇の八リバービュウド号	平成二七・〇・六

青森県告示第七百五十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

平川市

二 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

三 測量の期間

平成二十七年九月十八日から平成二十八年二月二十九日まで

四 測量の地域

平川市

青森県告示第七百五十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量（復旧測量（街区三角点））

三 測量の期間

平成二十七年十月二十日から平成二十八年三月二十五日まで

四 測量の地域

八戸市大字河原木地内

青森県告示第七百五十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測

量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局津軽ダム工事事務所

二 測量の種類

公共測量（航空レーザ）

三 測量の期間

平成二十七年十月十五日から平成二十八年二月二十六日まで

四 測量の地域

中津軽郡西目屋村

青森県告示第七百六十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三十一条の規定により、平成五年三月十九日青森県告示第百九十八号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

第二十七号を次のとおり改める。

二十七 塚ノ上急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱九号と標柱十号を結んだ線は町道下田子日ノ沢線官民地境界線とし、標柱一号と標柱十三号を結んだ線は国道一〇四号官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	三戸郡田子町	田子	塚ノ上三	六四の三
二	"	"	"	六四の二
三	"	"	上野	七七
四	"	"	雷平	九
五	"	"	"	一〇の一
六	"	"	"	一〇の二
七	"	"	"	二一
八	"	"	観音平	九四
九	"	"	"	九一の一
十	"	"	下田子	一一の一
十一	"	"	"	一一の二
十二	"	"	"	一七の一
十三	"	"	"	三の四

公 告

平成二十七年年度ホールボディカウンタ等保守点検業務委託に係る一般競争入札次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる業務委託

- 1 業務名 平成二十七年年度ホールボディカウンタ等保守点検業務
- 2 業務内容 入札説明書による。

- 3 履行期限 平成二十八年三月十八日
- 二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 保守点検対象機器の製造メーカーであること又は製造メーカーの代理店であることを証明した者であること。

三 保守点検業務の実施方法について証明した者であること。

1 入札に参加しようとする者は、二に定める資格を有することについて証明書を作成し、平成二十七年十一月十六日までに青森県健康福祉部医療薬務課長に提出しなければならない。

なお、証明書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 提出部数 一部

3 1の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループ
電話 〇一七 七三四 九二八九

五 入札及び開札の場所及び日時
1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階 会計管理課入札室
2 日時 平成二十七年十一月二十五日 午後一時三十分

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三条及び第百五十九条の規定による。

七 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

八 契約書の取り交わし時期
落札決定の日から七日以内

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、証明書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

地籍調査の成果の認証

弘前市及び南部町が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十七年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	弘前市	小 字 名	田浦
大 字 名	石渡、石渡五丁目、八代町、町田二丁目の一部、町田三丁目の一部、船水	勝浦、松尾、横船、筒井の一部	
南 部 町	坂渡、法師岡	岩井の一部	下外窪、外場下、勘右工門山、干草長根、源道長根、荒田、細沢、山ノ外、小行、仁右工門山、仁渡、西張、石焼沢、大道ノ下、大平

中河原、田向、胴骨長根、白掛、林ノ後、林ノ前

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 福田工務店
- 二 氏名 福田 義晴
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目五一の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一四八二〇号
- 五 取消年月日 平成二十七年九月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十七年八月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
手術用顕微鏡 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院 管理課
青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十七年九月十五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
樋口ホスビタルサプライ株式会社
青森市虹ヶ丘二丁目五の六
- 六 契約金額
五千七十六万円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十七年七月三十一日

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭